

甲佐町公告第 2 7 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

甲佐町長 甲斐 高士

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所 甲佐町役場 農政課
甲佐町のホームページ
- 3 縦覧の期間
公告実施日～2030年3月31日（計画期間の終期）
- 4 本公告により、甲佐町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。